

< 表1 > 令和6年(2月末日現在)業種別労働災害発生状況

松本労働基準監督署

業種		区分	休業4日以上の災害					
			令和4年	令和5年	令和6年	対前年増減 (人数)	対前年増減 (%)	業種別 比率
製造業	食料品製造業		2	2	3	1	0.0%	6.1%
	繊維・繊維製品製造業							
	木材・木製品製造業		2	2	1	1		2.0%
	パルプ・紙・紙加工品・印刷製本業			1		1		
	化学工業				1	1		2.0%
	窯業・土石製品製造業				1	1		2.0%
	鉄鋼・非鉄金属製造業				1	1		2.0%
	金属製品製造業				1	1		2.0%
	一般機械器具製造業		2	1	2	1		
	電気機械器具製造業			1		1		
	輸送用機械器具製造業							
	電気・ガス・水道業							
	その他の製造業			1	1			2.0%
	小計		4	8	9	1		12.5%
鉱業								
建設業	土木工事業		1	1	1		2.0%	
	建築工事業		2	4	2	2	4.1%	
	うち木造建築工事業		1					
	設備工事業							
	小計		3	5	3	2	40.0%	6.1%
運輸貨物業	道路貨物運送業		8	8	(1) 12	4	24.5%	
	その他の交通運輸業		1	1	1		2.0%	
	陸上貨物取扱業			1		1		
	小計		9	10	(1) 13	3	30.0%	26.5%
林業			1					
その他の事業	農業・畜水産業				1	1	2.0%	
	卸売業・小売業		3	4	5	1	10.2%	
	通信業		1	4	2	2	4.1%	
	保健衛生業		2	7	6	1	12.2%	
	旅館業			1	1		2.0%	
	飲食業				1	1	2.0%	
	清掃業		1		1	1	2.0%	
	ビル管理業		1	1	6	5	12.2%	
	上記以外の業種		1	5	1	4	2.0%	
	小計		9	22	24	2	9.1%	49.0%
合計			26	45	(1) 49	4	8.9%	
死亡災害			1		1	1		
新型コロナウイルス関連(統計外)			18	18	6			

(注) 本統計は、「労働者死傷病報告(様式第23号)」により、休業4日以上の災害を集計したものである
 カッコ書き数字: 死亡者数で死傷者数の内数

単位: 人

松本署管轄地域: 松本市(梓川地区を除く)、塩尻市、安曇野市のうち明科地区、木曾郡、東筑摩郡

< 表 2 > 令和6年(2月末日現在)業種別労働災害発生状況

松本労働基準監督署

業 種	事故の型	1.墜落・転落		2.転倒		3.激突		4.飛来・落下		5.崩壊・倒壊		6.激突され		7.はさまれ・巻き込まれ		8.切れ・こすれ		11.高低温物		12.有害物		17・18.交通事故		19.無理な動作		その他計		合計		前年同期		対前年増減数		対前年増減比 (死傷者数)	業種別比率 (本年死傷者数)					
		死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷									
製造業	食 料 品 製 造 業		1		1																		1						3		2		1	50.0%	6.1%					
	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業																																							
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業														1														1		2		1	50.0%	2.0%					
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 ・ 印 刷 製 本 業																												1		1		1	100.0%						
	化 学 工 業																										1		1				1				2.0%			
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業														1														1				1				2.0%			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業														1														1				1				2.0%			
	金 属 製 品 製 造 業																		1										1				1				2.0%			
	一 般 機 械 器 具 製 造 業																														1		1		100.0%					
	電 気 機 械 器 具 製 造 業																														1		1		100.0%					
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業																																							
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業																																							
そ の 他 の 製 造 業		1																										1		1					0.0%	2.0%				
小 計		2		1										3				1						1				1		1		1		1	12.5%	18.4%				
建設業	鉦 業																																							
建設業	土 木 工 事 業																								1				1		1					0.0%	2.0%			
	建 築 工 事 業		1				1																						2		4		2		2	50.0%	4.1%			
	う ち 木 造 建 築 業																																							
設 備 工 事 業																																								
小 計		1				1																		1				3		5		2		2	40.0%	6.1%				
運輸貨物業	道 路 貨 物 運 送 業		4		6		1																1	1				1	12	8	1	4		4	50.0%	24.5%				
	そ の 他 の 交 通 運 輸 業		1																										1		1					0.0%	2.0%			
	陸 上 貨 物 取 扱 業																												1		1		1		1	100.0%				
小 計		5		6		1																		1	1				1	13	10	1	3		3	30.0%	26.5%			
林業	農 業 ・ 畜 水 産 業				1																								1				1				2.0%			
その他の事業	卸 売 業 ・ 小 売 業				4												1												5		4		1		1	25.0%	10.2%			
	通 信 業																								2				2		4		2		2	50.0%	4.1%			
	保 健 衛 生 業				5																				1				6		7		1		1	14.3%	12.2%			
	旅 館 業				1																								1		1					0.0%	2.0%			
	飲 食 業				1																								1				1				2.0%			
	清 掃 業				1																								1		1		1				2.0%			
	ビ ル 管 理 業				6																								6		1		5		5	500.0%	12.2%			
	上 記 以 外 の 業 種																										1		1		5		4		4	80.0%	2.0%			
	小 計				19												1												24		22		2		2	9.1%	49.0%			
合 計		8		26		2								3		1		1								3		1	49	45	1	4		4	8.9%	100.0%				
前 年 同 期		6		20		1		1						4		1												8		3		1		1		4		4		4
対 前 年 増 減 数		6		2		6		1		1				1				1						1	2				1	2		2		2		2		2		
対 前 年 増 減 比 (死 傷 者 数)		33.3%		30.0%		100.0%		100.0%						25.0%		0.0%												25.0%		66.7%		0.0%					8.9%			
構 成 比 (本 年 の 死 傷 者 数)		16.3%		53.1%		4.1%								6.1%		2.0%		2.0%										12.2%		2.0%		2.0%					100.0%			
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 関 連 (統 計 外)																												6									6			

(注) 本統計は、「労働者死傷病報告(様式第23号)」により、休業4日以上の災害を集計したものである
 単位:人
 松本管轄地域:松本市(梓川地区を除く)、塩尻市、安曇野市のうち明科地区、木曾郡、東筑摩郡